

平成25年度 第4回 市川市自立支援協議会

日 時：平成26年3月5日（水）
午前10時～12時

場 所：大洲防災公園管理事務所
2階 会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 計画相談支援の進め方について
- 3 各専門部会および障害者団体連絡会からの報告
- 4 その他
 - ・後見相談担当室について
 - ・新庁舎建設市民ワークショップへの推薦について
 - ・生活困窮者自立支援法について
 - ・障害者権利条約の批准について
 - ・司法シンポジウムについて
- 5 閉会

平成 26 年 3 月 5 日

市川市における計画相談支援の進め方について（案）

1 基本的な考え方

以下の法律により、来年度中に障害福祉サービスの申請があった方については計画相談支援の決定をしなければならないとされています。ただし、経過措置（平成 24 年度～26 年度）の間に申請があったものについては、市町村が認めた場合とあるので、26 年度中に申請があったものについては年度内期限が切れないなら、27 年度以降に継続等の申請があった場合に必ず相談支援をつければ良いと読むことができます。

しかし、実際にそのような対応をしてしまうと、27 年度以降の申請の際に大きな混乱が予想されるので、今年度中にできる限りつけることが望ましいと考えられます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（支給決定要否等）

第 22 条 4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

（支給決定要否等）

（法第 22 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第 12 条の 2 法第 22 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第 20 条第 1 項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第 8 条に規定する居宅介護支援又は同法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

附則

（サービス等利用計画案の提出に関する経過措置）

第 5 条 平成 27 年 3 月 31 までの間は、第 12 条の 2 及び第 34 条の 36 の規定の適用については、これらの規定中「申請した場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする。

2 障害福祉サービス利用者数、計画相談支援決定者数、未決定者数、相談支援事業所数など

平成 25 年 12 月現在障害福祉サービス支給決定者数は 1,864 名、サービス等利用計画決定者数は 593 名（内セルフプランは 281 名）、未決定者数は 1,271 名です。決定率は約 3 割となっています。今後、平成 26 年度中に 1,271 名と特別支援学校の卒業生（19 名）、新規申請者（約 200 名）に対し、サービス等利用計画（セルフプランも可）を作成する必要があります。（計 1,484 名）

そのうち、入所施設の利用者 197 名については、別途施設ごとに連絡調整の上相談支援をつける方向で検討しており、公立施設の 131 名については、施設課の協力を得て申請をとりまとめているところです。また、指定管理事業所の 53 名についても別途進めています。

そのため、市内の事業所に主に依頼する可能性が高い利用者は 1,109 名（成人および障害福祉サービスのみ利用の児童）となります。セルフプランでの申請も視野に入れながら状況を検討し、進めさせていただき予定となっています。

現在、相談支援事業所は 21 か所あり、相談支援専門員は 61 名となっています。内、支援課は 3 か所 6 名となるため、実質 18 か所、55 名となります。（障害福祉サービスを決定している障害者支援課で計画相談支援の実施は基本的にはできないとされています。例外は管内に適切な事業所がないなどの理由があるときです）内 3 か所はそれぞれ、休止状態、児童のみ、4 月から対応となっているため、現在 15 か所、52 名となっています。4 月からは 16 か所、53 名となります。

単純計算で、4 月以降 1 か所あたり約 73 名、相談支援専門員一人あたりで換算すると、約 20 名の利用者について、作成していただかなければ、全員に決定することはできないという計算になります。

ただし、この数字には市外事業所利用者が含まれること（合計 148 名）、また通所事業所利用者（428 名 市外含む）や居宅介護利用者（195 名）がセルフプランでの申請になる可能性が高いと想定すると計画相談支援は 338 名となります。

その場合は 1 か所あたり約 21 名、もしくは相談支援専門員一人当たり約 6.3 名となります。

本来は、すべての利用者に相談支援専門員がつくことが望ましいとされていますが、現状ではセルフプランの利用も視野に入れながらの進行をさせていただき、経過措置終了後に向けて今後の体制整備も含め検討したいと考えています。

3 進め方（案）

1) サービス種別ごとに計画作成必要人数を確認し、対象者の状況および指定特定相談支援事業所の状況に合わせて計画作成を進めます。種別ごとに担当者を定め、進行状況を確認します。

2) 介護保険対象者については、基本的には介護保険のケアマネジメントで対応していただきます。（計画相談支援が必要な場合は検討いたします）

3) 年度内に事業所説明会を 2 回実施し、計画相談支援の経過措置の説明と来年度の計

画作成への協力を依頼します。

- 1 日 時 第1回 平成26年3月13日(木) 13時～15時
第2回 平成26年3月18日(火) 10時～12時
- 2 会 場 急病診療・ふれあいセンター2階 千葉県市川市大洲1-18-1
TEL: 047-370-1871 FAX: 047-370-1872
第1回 集会室1・2 第2回 集会室2
- 3 内 容 計画相談支援について
市川市の計画相談支援の進捗状況
来年度の予定 事業所の皆様へのお願い
その他
- 4 参加依頼先 市内事業所を中心に依頼します。
相談支援事業所、障害福祉サービス事業所
地域生活支援事業実施事業所、相談支援専門員
相談支援事業実施予定者
- 5 人 数 各事業所もしくは各法人1名の参加をお願いします
- 6 問合せ先等 市川市障害者地域生活支援センター
電話 047-370-1871 Fax 047-370-1872
担当 新正 池澤

4) がじゅまる・えくる・福祉班・障害者地域生活支援センター・南八幡メンタルサポートセンターがかかわっている障害福祉サービス利用者でさまざまな理由により相談支援がついていない方については利用者の個人情報に配慮した上で障害者支援課との調整会議を行い、対応を検討します。

5) セルフプランの作成にあたっては、利用するサービスの担当職員のご協力をいただきたいと考えています。

6) 現在の相談支援事業所および相談支援専門員の負担軽減のため、相談支援事業所や相談支援専門員を増やすための取り組みを検討します。

具体的には、さまざまな機会に相談支援事業所としての登録はしていないが、相談支援専門員が所属する事業所に対して登録及び事業の実施を勧奨させていただきます。

次に、市内の関連事業所に相談支援従事者初任者研修の周知を行います。

7) 相談支援専門員の質の向上のため研修等を開催いたします。

8) 相談支援事業所の連携を図り、市内の相談支援全体の質を高めるため、相談支援事業所連絡協議会(仮称)の立ち上げおよび研修事業等の実施に協力します。

4 おわりに

障害福祉サービスを利用する市民にとって、計画相談支援が決定され相談支援専門員がかかわることは、生活の質の向上につながると考えられます。障害者支援課として、相談支援事業所や市内関係事業所の皆様の負担軽減の努力をさせていただきます。つきましては、皆様のさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

利用サービス等	方法	計画相談支援決定者数	セルフプラン作成者数 (ケアプラン含む)	未作成	合計
施設入所支援	施設ごとに計画作成依頼(4月以降順次)	19	0	197	216
公立施設利用者 (松香園、南八幡ワークスを除く (生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B型))	施設課に協力を依頼し、セルフプランおよび計画作成につ いて整理を進める。	4	1	131	136
指定管理事業所 (松香園、南八幡ワークス)	各施設に計画作成を依頼。(説明会終了後速やかに開始)	5	12	53	70
上記以外 (居宅介護等在宅サービス利用者、公立以 外への通所、GHなど) 支援学校25年度卒業生を除く		271	279	877	1,427
特別支援学 校25年度卒 業生(34人)	既にサービスを利用してい る人	0	2	13	15
25年12月時点でのサービス支給決定者数		299	294	1,271	1,864
特別支援学 校25年度卒 業生(34人)	これからサービスを利用す る人	0	0	19	19
小計		299	294	1,290	1,883
26年度新規サービス利用者(見込み)		0	0	200	200
合計		299	294	1,490	2,083

未作成1109人の詳細

		サービス種別	対象者数	備考
1	法人単位で状況を確認させていただき、4月から6月くらいま での間に概ね定める。	共同生活介護・共同生活援助	125	市内 = 50人 市外 = 75人
2	事業所説明会ののち順次作成開始としたい。計画相談支援 希望の場合はこの進行の担当者もしくは福祉班の地区担当 が相談対応し、事業所を探す。	通所	428	市内 = 324人 市外 = 73人 不明 = 31人
3	事業所の状況を確認するとともに、通知を送信する準備を 行う。	- 1居宅(相談支援事業所あり)	92	
4		- 2居宅(相談支援事業所なし)	93	
5	通知を送信する。(8月以降)	短期入所単独	41	
6	他の通知とともに発送する。人数が少ないため、ある程度は 個別対応する。	療養介護	11	
7	個別対応	特別支援学校25年度卒業生 福祉サービス利用予定者	32	
8	当事者団体連絡会および関連事業所、相談支援事業所と 相談を進める。	同行介護単独	74	
9	なるべく早く通知で対応する。	行動介護単独	0	
10	なるべく早く通知で対応する。	行動介護 + 短期入所	1	
11	施設ごとに説明し、進める。(平成26年3月 ~)	重度訪問介護	12	
12	申請時に確認を進める。	新規	200	
			1,109	

複数のサービスを利用している方は、上にあるサービスが優先するものとして含めている。

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業 事業者指定一覧

更新日: 2013/12/11

	相談の種類	名称	所在地	連絡先	事業開始年月日	主たる対象者						
						特定なし	身体	知的	精神	児童	【県】一般相談支援	
1	特定・障害児	サンワーク相談支援事業所	市川市大野町2-183-1	338-0204	平成24年4月1日							24年4月指定
2	特定・障害児	こども発達支援センターやわた	市川市本北方3-13-11	303-5007	平成24年4月1日							24年4月指定
3	特定・障害児	ほっとハート相談支援事業所リンク	市川市新田2-9-5	711-0810	平成24年4月1日							24年4月指定
4	特定	みのの里相談支援センターTUBUCALL	市川市本北方3-16-1	338-6061	平成24年4月1日							24年4月指定
5	特定・障害児	地域生活支援センターCan	市川市柏井町637-4	337-1301	平成24年4月1日							24年4月指定
6	特定・障害児	指定特定相談事業所 寺子屋	市川市曾谷7-29-10	371-0773	平成24年4月1日							24年4月指定
7	特定	指定特定相談支援事業所 やまぶき園	市川市奉免町191-2	320-7241	平成24年4月1日							24年4月指定
8	特定・障害児	サポートネット国府台	市川市国府台5-9-2	372-0052	平成24年4月1日						(定着は休止中)	24年4月指定
9	特定・障害児	特定非営利活動法人 ゆたか	市川市南八幡5-14-15	379-6625	平成24年4月1日							24年4月指定
10	特定	市川市役所 障害者支援課	市川市八幡1-1-1	334-1168	平成24年4月1日							24年4月指定
11	特定	市川市障害者地域生活支援センター	市川市大洲1-18-1	370-1871	平成24年4月1日							24年4月指定
12	特定	市川市南八幡メンタルサポートセンター	市川市南八幡5-20-3	376-6466	平成24年4月1日							24年4月指定
13	特定	特定非営利活動法人 エヌフィット	市川市行徳駅前1-22-197Eイスタワ-2階	704-8150	平成24年6月1日							24年6月指定
14	特定・障害児	一般財団法人市川市福祉公社	市川市市川南1-1-1 サタ-ズイ-スト209	313-4070	平成24年9月1日							24年9月指定
15	特定	SSU介護サービス	市川市塩焼2-11-14	359-9888	平成24年12月1日							24年12月指定
16	特定	特定非営利活動法人リハビリサポートセンター-ACTIPS	市川市市川4-6-8にしやまビル1F	373-4433	平成25年4月1日							25年4月指定
17	特定・障害児	相談支援事業所サポート・レンコン	市川市下新宿10番7号	359-7795	平成25年4月1日							25年4月指定
18	特定	いちばん星相談支援事業所	市川市国分3-22-27	339-3172	平成25年4月1日							25年4月指定
19	特定	市川市 松香園	市川市国分3-20-2	373-0482	平成25年4月1日							25年4月指定
20	特定・障害児	株式会社愛ネット	市川市福栄3-20-8	701-3050	平成25年12月1日							25年12月指定
21	特定・障害児	親愛	市川市大野町2-112あきもとビル207号室	303-8005	平成26年1月1日							26年1月指定
22												
23												
24												
25												
26												

ただし障害児に特化する

◎ 受給者証発行件数一覧

平成25年度

	児童発達支援			放課後デイ			保育所等訪問支援			計			計画書提出件数	備考
	新規	継続申請分	計	新規	継続申請分	計	新規	継続申請分	計	新規	継続申請分	計		
4月受付分	3	3	6	5	28	33	0	0	0	8	31	39		取消 1件
5月受付分	5	6	11	8	30	38			0	13	36	49		
6月受付分	5	2	7	10	31	41		2	2	15	35	50		
7月受付分	6	3	9	8	27	35			0	14	30	44		
8月受付分	2	4	6	3	28	31			0	5	32	37		
9月受付分	9	2	11	5	19	24			0	14	21	35		
10月受付分	8	5	13	1	19	20		3	3	9	27	36	1	
11月受付分	10	2	12	6	11	17			0	16	13	29	6	
12月受付分	7	3	10	3	12	15			0	10	15	25	5	
1月受付分	7	9	16	8	19	27		3	3	15	31	46	6	
2月受付分	8	8	16	2	22	24		1	1	10	31	41	2	
3月受付分			0			0			0	0	0	0		
計	70	47	117	59	246	305	0	9	9	129	302	431	20	

相談支援部会からの活動報告

1. 活動報告

(1) 相談支援の質の向上のための取り組み

①相談支援事業のガイドラインを活用した研修会の開催

11月～2月の間、4回に分けて平日の夜に開催

(参加の状況)	1日目	相談支援の意義・プロセス・計画相談支援	95名
	2日目	一般的な相談支援・他機関連携・自立支援協議会	89名
	3日目	障害児相談支援・医療的ケアを要する方の相談支援	69名
	4日目	聴覚障害者への相談支援・精神科病院からの地域移行	50名
		延べ参加者数	303名

②グループスーパーヴィジョンの継続（毎月第4水曜日）、新年度に向けて見直しの提案

- ・目的として、相談支援事業所の「質の評価」を加え、事業所から事例の提出を求める。
- ・サービス提供事業所から要望があった場合に、支援課ケースとして提出できるようにする。

(2) 障害福祉計画の改定に向けて、基幹相談支援センターの設置に向けた検討協議

(3) 障害児者相談支援事業所連絡協議会（仮称）の設立に向けた取り組み

2. 今後の活動～H26年度に向けて

(1) 障害福祉計画の改定に向けた検討協議、意見のとりまとめ

- ・基幹相談支援センターの必要性と設置のあり方
- ・計画相談の基盤整備のあり方

(2) セルフケアプランのサポートのあり方について検討協議

学齢障害児の地域生活を考えよう!

障害児支援の充実・強化のために、昨年度児童福祉法が改正され、障害児の地域生活支援は大きく変わろうとしています。具体的には、「障害児利用計画等」の作成、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設されるとともに、通所サービスの実施主体を県から市へ移行するなどの変更があり、教育と福祉の連携の重要性が謳われています。

市川市では、遅ればせながら平成23年11月に、障害児支援に関わる事業所の情報交換会を開催し、今年5月には、福祉サービス事業所だけでなく、保護者、教育委員会、特別支援学校、保育クラブ等の方々にも参加していただき、市川市地域自立支援協議会生活部会の周辺組織として、「障害児支援連絡会」を新たに発足いたしました。

今回、そうした活動の中から、教育と福祉の連携を中心に考えるシンポジウム「学齢の障害児の地域生活を考えよう!」を開催することとしました。保護者、学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、それぞれの立場からの報告をいただき、意見交換をしたいと考えています。多くの皆様の参加をお待ちしております。

ご参加いただける方は、裏面の参加申込書でお申し込みください。



◎日時：平成26年3月16日(日) 13:30~15:30

◎場所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階集会室

◎シンポジスト

- ①中村 寿美江 さん<<保護者>>
- ②早川 淳子 さん<<教育委員会指導課>>
- ③戸村 高志 さん<<ぽぽろハウス(放課後等デイサービスセンター)>>
- ④芦田 真伍 さん<<基幹型支援センター「えくる」>>

◎コーディネーター

保戸塚 陽一 さん<<発達支援センター やわた
(障害児相談支援・児童発達支援)>>

～ シンポジウム ～

「学齡障害児の地域生活を考えよう！」

参加申込書

所 属	
氏 名	
住 所	
電 話	
FAX	

《申込締切日》

平成26年3月11日（火）

《問合せ及び申込先》

市川市障害者地域生活支援センター

担当 竹野

電話 047-370-1871

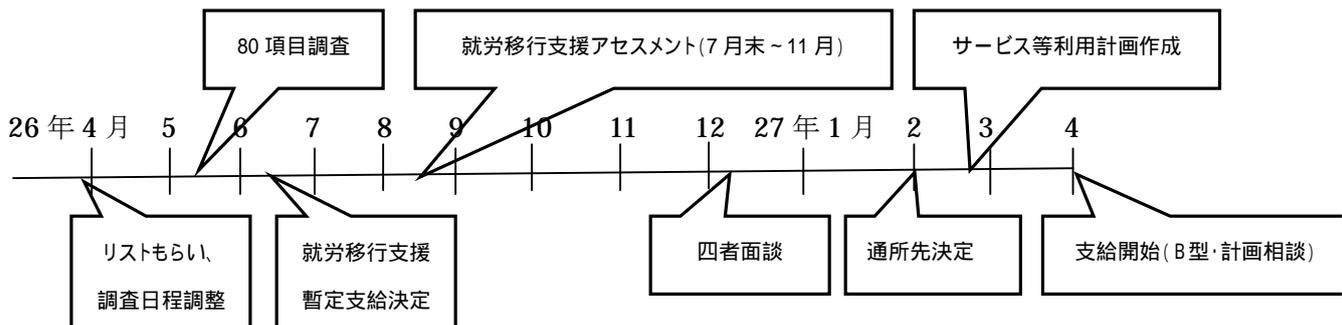
FAX 047-370-1872

就労継続支援B型利用希望の高等部3年生のアセスメントに関するスケジュール案

市川市障害者支援課

- ①年度当初にB型希望者のリストを学校からもらう。
- ②リストに基づき、ご家族・ご本人に就労移行支援（暫定支給決定）の申請手続きをしてもらい、80項目調査（障害支援区分認定調査を兼ねる）を6月ごろまでに終わらせると、夏休みに間に合う形で支給決定ができる。※
- ③この時点では、サービス等利用計画はセルフプラン（B型利用希望のため移行を利用する旨を明記する）。
- ④同時進行で、障害者支援課職員のサポート（事業所情報の提供、相談に乗るなど）を受けながら、アセスメントしてくれる就労移行支援事業所をご家族・ご本人に探してもらう（事業所見学もしてもらう）。
- ⑤就労移行支援でのアセスメントは11月上旬頃までに実施して、障害者支援課にアセスメント結果を提出してもらう。
- ⑥その結果を踏まえて12月に四者面談を実施。
- ⑦27年2月頃にB型の通所先決定。このときのサービス等利用計画作成にあたっては、指定相談支援事業所による計画相談またはセルフプランが選べる。

※このときに、ホームヘルプやショートステイなど障害支援区分の必要となるサービス利用の可能性についても確認するとともに、セルフプランにするか計画相談にするか検討する。したがって、それに先立つ進路説明会において、計画相談支援について説明をしておく必要がある。



○4月にリストをもらうのは、就労継続支援B型を直で利用希望の方のみ。それ以外の方は例年通り9月ごろ。

○アセスメントについては、市内だけでなく近隣市の就労移行支援事業所にも協力を依頼していく。

就労支援担当者会議からの報告

平成 26 年 2 月 27 日

1、構成メンバー

- (1)市：障害者支援課
- (2)就業・生活支援センター いちされん
- (3)市川市就労支援センター アクセス
- (4)就労移行支援事業所
南八幡ワークス、えるワーク、第1・第2・第3 レンコンの家、パル、ビルド、
N-FIT、ユースキャリアセンターフラッグ、障害者就職塾、リバーサル市川
- (5)基幹型支援センター えくる
- (6)南八幡メンタルサポートセンター

2、基本的な位置づけ・機能

- (1)一般就労への移行を推進するための課題を整理し、必要な取り組みについて自ら取り組むとともに、施策の提言を就労支援部会を通して行う。
- (2)就労支援部会での決定事項に沿った形の取り組みを、企画・運営する役割も担っている。(障がい者施設等見学会等)
- (3)「ふくたん」とは異なり、自立支援協議会設立以前から活動している為、組織としては独自性を保っている。

3、今年度の取り組みについての報告（年間計画をもとに実施）

- (1)ワーカーズトーク
目的：働く人たちの情報交換や交流の場、支援機関を経た後のアフターフォロー
平成 26 年 1 月 17 日（金）に 2 回目を市川公民館で開催。3 回目の 2 月 14 日（金）はファミレスで開催予定だったが大雪で中止。次回は 3 月 14 日（金）を予定。開催場所を検討中。
- (2)雇用促進セミナーについて
→詳細は市川市就労支援センターアクセス 小井土氏より報告。

4、来年度の取り組みについて

下記の本年度取り組みについて 3/24（月）しゅうたん時に振り返りを行い、今後の方向性を検討。

- (1)【情報共有について】
- (2)【ワーカーズトークについて】
- (3)【雇用促進セミナーについて】
- (4)【就労移行支援事業所説明会の開催について】

平成 26 年 2 月 27 日 (木)

福祉的就労担当者会議からの報告

●就労継続支援 B 型事業のあり方について

今年度、ふくたん会議および B 型のあり方 WG で話し合いを重ねた。

現段階での経過報告

「B 型のあり方」というテーマは大きすぎる。様々な意見を出してもらい、そこから共通の課題を拾い上げていき、それを解決する中で「あり方」が見えてくるのではないかな。

- ・工賃向上と支援の間でのジレンマを抱えている（工賃向上に偏ってしまうことで支援の質が維持できるのか）。

⇒①B型事業所が抱えるジレンマとは（工賃向上・サービス提供の質等）

- ・就労以外の方向性（居場所的な B 型のあり方）も模索していく必要があるのではないかな。
- ・利用者の事業所併用利用の可能性を広げていく。
- ・利用者のニーズに応える部分では、今後は相談支援のケアマネの役割が重要になってくるのではないかな。
- ・インターネット等で個々の事業所の特色を利用者に分かり易く提示できないかな。

⇒②利用者主体の事業所選択情報を整備する

（自立支援協の相談部会と協力して情報共有ができればベストである）

●自主生産のあり方についての検討

- ・市の HP を使い、カタログ販売や通信販売の検討
- ・ふるさと小包等で、季節ごとに内容を変えて販売してはどうか？
- ・障害特性や個人の能力、特長を活かして、上手く組み合わせたり、仕事内容を考慮して、当事者本人たちで営業から発注、販売などすべてを仕事として（工賃の対象として）やってもらう仕組みを作ったらどうか。等

⇒今後も議論が必要。

以上

平成 25 年度 雇用促進セミナー「求職者プレゼンコース」報告書

概要

日時：平成 26 年 2 月 19 日 (水) 13:30～16:00 場所：市川ハローワーク
内容：複数企業に対して、施設スタッフが就職希望者と一緒にプレゼンを行う。今後引続き選考を進めたい応募者に対しては、企業が後日施設と直接やり取りして頂く。

参加企業数：7 社 (9 名)

参加施設：NPO 法人エヌフィット キャリアカレッジ

NPO 法人 NECST 障害者就職サポートセンター ビルド

社会福祉法人サンワーク 市川市南八幡ワークス

NPO 法人 NECST ユースキャリアセンター フラッグ

市川市障害者就労支援センター ‘アクセス’ (チャレンジドオフィスいちかわ)

具体的内容

- ・ハローワークと市障害者支援課からの、障害者雇用に関する説明
- ・各施設より応募者 1～2 名を出し、企業採用担当者の前でプレゼンを行う (1 施設 5 分)
- ・企業には、応募者のプロフィールを手持ち資料として配布する
- ・今回のプレゼンを受けて、興味のある応募者に対しては後日施設担当者を通じて連絡する
- ・セミナー後のアンケートをもとに、ハローワークや各施設からの働き掛けも考えていく

アンケート結果

⇒ 別紙参照

企画担当または発表施設担当者からの意見

- ・当事者のプレゼンを見て、自らの支援を顧みる機会になった
- ・貴重な機会であるので、今後につなげていければよいと考える
- ・参加企業のバックグラウンドを知っていれば、もっと効率的な展開もできたのではないかなど
- ・知的障害者の方にはマッチしない企画だったのではないかなど

今後について

アンケートや担当者からの意見を見ると、当事者が自らの意思で発表するという企画自体は、概ね好評だったと判断された。一方で企画内容と障害特性との相性や、単なる発表の場から具体的な就職に結びつくための仕組み作りをどのようにするかなど、いくつかの課題も見られた。企業側からのニーズや各担当者からの意見をもとに企画内容を改善し、来年度以降の展開を考えていく必要があると判断された。

アンケート集計結果

平成25年度 いちかわ障害者雇用促進セミナー 求職者プレゼンコース
 日時:平成26年2月19日(水) 13:30~16:00
 場所:市川公共職業安定所

参加事業所	7 事業所
参加人数	9 名

参加機関	5 機関(*1)
求職者数	6 名(*2)

問1. 障害者の職場体験実習を受け入れたことはありますか(該当項目に をお願いします)

1	2
ある	ない
6	3

問2. 本日参加した支援施設・求職者の雇用や職場体験実習の受入は可能ですか

1	2	3	4	5	6
雇用を検討したい施設・求職者があったので、具体的な相談をしたい	雇用は難しいが職場体験実習の受入れは検討したい	もう少し詳細な説明を聞いてみたい	今のところ何とも言えない	雇用も職場体験実習受入も困難である	その他
		1	7	1	

問3. もっと詳しく知りたい情報はありますか(複数回答可)

1	2	3	4	5	6	
障害者雇用率制度	職場体験実習について	採用後の定着支援やジョブ・コーチについて	求職者情報	助成金制度	その他	(回答なし)
1		2	4			3

問4. 本日のセミナーで特に興味深かったこと等の感想や、セミナーの進め方についてのご意見、その他安定所や支援施設等への質問、ご意見等ございましたらご記入ください。

各回答をまとめますと、以下の通りでした。

良かった点

- ・当事者の方自らのプレゼンテーションを聞いて良かった。
- ・障害者就労移行支援事業所の企業内容・支援内容がよく理解できた。

改善を望む点

- ・障害者と職場のマッチングや、就職後のサポートについて詳しい説明が欲しかった。
- ・求職者の具体的なスキルの説明が欲しかった(例えばパソコンスキル)。
- ・障害特性と配慮してほしいことをもっと詳しく説明してほしい。
- ・当事者本人の生の声をもっと聞きたかった。

その他ご意見

- ・実際に採用を考えているため、希望職種が合っている人物のみの話を聞きたい。
- ・精神障害でも、様々なタイプがいることが分かった。

*1: 安定所を含めると6機関となる(市川公共職業安定所は具体的な求職者の紹介は行わず職業相談状況に留めている)。

*2: 他に、参加はしていないが3名プロフィール表のみ提供。

生活支援部会

平成 25 年度報告および平成 26 年度予定

生活支援部会では、1～2 か月に 1 回のペースで部会を開催し、4 つの関連協議会等（居宅支援連絡会・グループホーム等連絡協議会・重心サポート会議・日中活動連絡会）、障害者団体連絡会からの報告を受け、情報の共有、改善に向けた検討、取り組みをおこなっています。

○25 年度報告

1. 人材確保・啓発の取り組み

- ・障害者週間イベント 「I♥あいフェスタ」

平成 25 年 12 月 7 日（土）、8 日（日） 於：市川市文化会館 大会議室

市民を対象に障害について知っていただく取り組み。平成 22 年度から 24 年度に、県の人材確保対策事業補助金により行ってきた「ハートフルセミナー」と、市川市主催の障害者週間の講演会・パネル展示を合体させた形で今年度初めて実施した。実行委員会形式を取り、障害者支援課、障害者団体連絡会等と協働で開催。

<内容> 映画上映「39 窃盗団」、各種団体パフォーマンス、自主製品販売、
ミニハートフルセミナー、体験コーナー、I♥1 グランプリ、等

<参加者> のべ約 160 名

<来場者アンケートより> （抜粋） 「たいへんよかった」「今後も継続してほしい」
「もっと多くの方が来られるような場所で開催してほしい」
「ゆるキャラがよかった」

<実行委員意見> （抜粋）「集客のための工夫（広報・会場）が必要」

- ・居宅支援連絡会 介護保険事業者連絡協議会との共催によるストマ研修実施

2. 資源開発・拡充の取り組み

- ・日中活動連絡会 タクシー送迎モデル実施に向けてのプロジェクト
- ・重心サポート会議 重心、医療的ケアの必要な方の預かり・お泊り支援
- ・GH連絡協議会 設置基準等についての検討

○26 年度計画・課題

部会全体としての共通テーマを再構築し取り組んでいく。

- ・啓発活動 （5 月頃「I♥あいフェスタ」報告会・映画上映予定）
- ・支援者の質の向上に向けた取り組み （行動障害等に関する学習会等）
- ・資源の開発、改善 （送迎、住まう場、等）

以上

第 4 回自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

市川市からの「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」に対する回答別添資料を見ながら、ご覧下さい。

①小学校区域の全区域での防災訓練に参加するのは困難と考え、北部、南部、福祉避難所の 3 か所でモデル例として避難訓練の参加の要望をしたいです。

また、民生委員、自治会長の集まりなどの時にお時間を頂き、啓発活動させてもらいたい、要望します。

②てんかんの薬など命に係わる薬については、必ず備蓄をお願いしこれから、障害者団体連絡会としても備蓄してほしいものに関してまとめ要望します

③災害時に対しスムーズな一次福祉避難室の立ち上げや二次福祉避難所の拡充を要望します

④要援護者名簿の取り交わしが 53 パーセントと去年とあまり変わらず、これからもいっそうのご尽力賜り、取り交わしを進めて頂きたいと要望します。

⑤災害に関する会議においては、障害当事者である者の参加をできるよう取り計らいを要望します。

年間計画

イベント 市民祭り、障害者週間（自立支援協生活支援部会と共催）、防災訓練

勉強会 障害者にまつわる大まかな法令の勉強

障害の有る人も無い人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例や障害者差別解消法などの合理的配慮

障害者啓発パンフレット 健常者も 2, 3 人入ってもらい、プロジェクトチームを作り、中心に作成していく。

役員

代表 大井

副代表 富岡、木下

事務局長 小泉

監事 植野

理事 村山、中村、前川

事務局、予算

今後 1 年をかけて話し合いで決めていく

事務局に関しては、小泉さんが 1 年、補助で勉強する

自立支援協の任期の終了に伴い来年度の委員の推薦

大井、富岡、木下、植野、田上、中村

市からの要望、障害者相談員

各団体からの推薦のお願い

市川第 20140220-0242 号

平成 26 年 2 月 20 日

市川市障害者団体連絡会
代表 大井 好美 様

市川市 危機管理監 古賀 正義

「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」に対する回答

平素より、本市の危機管理行政にご理解ご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、平成 25 年 1 月 18 日付け「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」について、別紙のとおり回答させていただきます。

【お問い合わせ】

市川市 危機管理室 危機管理課長 大里 宗行

電話：047-334-1507

「大規模災害時の障害者への支援に関する要望書」

1. 今後とも市内各所にて実施される防災訓練には、参加をしていきたいと思ひます。その際に、地域住民の方とコミュニケーションをはかり、各障害者の特性を知って頂きたいと思ひます。市におかれましては、障害特性を踏まえたいろいろな災害情報の伝達方法や救出方法の検討と、地域住民への周知および訓練への活用をお願いします。

(回答)

本市では、「市川市地域防災計画」において、災害時要援護者対策として、安否・動向確認や避難誘導、情報伝達等について定めております。そこで、ご質問の障害特性を踏まえたいろいろな災害情報の伝達方法や救出方法の検討についてですが、まず、情報提供については、市ホームページや広報紙、貼り紙、ケーブルテレビ・FM放送等、多様な情報伝達媒体を用いて情報伝達を行うこととなっており、災害時要援護者にも伝達できるように民生委員・児童委員などの福祉関係者へ協力依頼を行う等情報提供手段の工夫を行うこととしています。また、障害を持った方の避難支援等においては、地域住民と協力して行うことなどを定めています。

今後、情報伝達の拡充や災害対策基本法の改正に伴う市川市災害時要援護者支援プランの見直しを行うことにより、避難支援等の対策を検討してまいります。

また現在、本市ではこれまで総合防災訓練として行ってきた「防災ひろば」を廃止し、地域の防災力を強化する目的で、大規模な地震が発生した際に、小学校区を単位として、地域住民、市職員、学校から構成され、地域の被害状況の把握や避難所の開設等の応急対策活動を行うとされる小学校区防災拠点において、各小学校区防災拠点を中心とした避難所運営訓練とする計画を検討中です。その中で、障害を持った方も訓練に参加・協力できるよう今後、検討してまいります。

2. 障害者等の避難に配慮した物資等について、個々に応じて用意することには限界があると思いますが、避難後数日間に必要な物は自分たちで確保しておくようにしていきます。しかしながら、最低限必要であっても個人で備蓄が困難なものについては、備蓄をお願いいたします。

・車椅子等の補装具、折りたたみ椅子、折りたたみベッド、災害用オストメイト用トイレ、ストーマ装具、精神科薬 等

(回答)

東日本大震災を含めた過去の事例において、被災地では、大規模災害時に道路、ライフラインの機能不全等から、物流・流通機能等が停止し、避難者等に食料品等の物資が不足する事態が発生しました。このことから、災害発生後において、被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄い、自立しなければならないため、本年度において、市が行う備蓄をはじめとして、市民による平時からの家庭内備蓄の促進や事業所における企業内備蓄等を活用し、市民・企業・行政が一体となって対応していくことを目指す市川市備蓄計画（以下「計画」）を策定する予定となっております。

この計画において、市が行う備蓄の方針として、各家庭及び事業所で備蓄している食料・水・物資を活用することを前提に、被災者の生命維持に最低限必要な物資等の備蓄を進めることとしており、市が行う備蓄の対象としては、被災者、災害対応を行う市職員、帰宅困難者としています。そこで、ご要望の障害者等の避難に配慮した物資等については、計画における被災者のうち配慮が必要な災害時要援護者が避難生活を行う福祉避難所への物資の整備として、車椅子等の補装具、ストーマ装具、折りたたみベッド・マット、災害用オストメイトトイレ、各種サイズのオムツの整備に努めることを記載しており、平成26年度には、ストーマ装具の購入を予定しています。

いずれにいたしましても、災害時要援護者への備蓄の整備に関して、重要性は認識しておりますので、今後計画に基づいて、必要な物資について備蓄していくことを検討してまいります。

3. 福祉避難所の整備をお願いします。

(回答)

本市では、大規模な地震が発生した後自宅が倒壊等した場合、小学校や中学校等の第一順位の避難所を開設し、最初に避難生活を行っていただきます。しかし、そこでの避難生活が困難な方につきましては、第二順位として指定しております市所有の福祉施設を福祉避難所として開設をし、そこで避難生活を行っていただくこととなっています。

また、このほかに、高齢者施設を運営する 12 法人、障害者施設を運営する 1 法人と災害時における要援護者の受入れに関する協定を締結しております。今後は、障害福祉事業者へ協力依頼を行い、協定の締結事業者の拡大を図ってまいります。

4. 災害時の要援護者名簿の整備・作成や個別支援計画作成への協力をします。市におかれましては、災害時要援護者名簿の自治会との取り交わしを進めるとともに、管理・共有体制の整備をお願いします。また、災害時要援護者支援プランが各障害の実態をよく反映できるよう、早期に見直しをお願いします。

(回答)

災害時要援護者名簿を外部団体に提供するためには、市川市個人情報保護条例に基づく「災害時要援護者名簿の取扱いに関する覚書」を取り交わす必要があります。平成 26 年 2 月現在で、覚書を取り交わしている自治（町）会は 120 団体で、全自治（町）会の約 53.3% に留まっているため、引き続き、自治（町）会の理解を得ながら「覚書」の取り交わしを推進し、市内全域において要援護者を支援できるようにしていきたいと考えております。その際は、ご協力をお願いいたします。

また、災害時要援護者支援プランにつきましては、昨年 6 月に国の災害対策基本法が改正されたことを受け、市川市地域防災計画を改正することに伴い、新たに下位計画として位置付けて、今後、見直していく予定です。その際には、他市のプラン等も参考にしつつ、各障害の実態に即した内容となるよう検討して参りたいと考えております。

5. 上記の取り組みや、災害支援に関する行政計画などの策定にあたって、障害当事者が参画できるよう、障害者団体連絡会としての参加の機会を確保していただけるよう、お願いいたします。

(回答)

地域防災計画や災害時要援護者支援プランなどの見直しにあたっては、障害者支援課との連携のもと、団体連絡会の皆様にご意見などを伺う機会を適宜確保してまいります。

社会福祉法人市川市社会福祉協議会

後見相談担当室

(連絡先 ☎047-320-4001)

市川市社会福祉協議会は、平成 25 年 9 月 3 日に「成年後見相談支援等業務」に係る委託契約を市川市と締結し、後見相談担当室を事務局内に開設しました。

成年後見に関する業務を開始したことを市民にお知らせする啓発活動は、次のとおりです。

- ・後見相談担当室の業務を掲載した本会機関紙「いちかわ社会福祉だより」の 10 月号及び 1 月号を作成（各 142,500 部）し、市内の自治会を通じて各世帯に配布。
- ・本会が実施している各種相談事業を片面に、成年後見相談事業を片面に記載したチラシ（A4 版）を作成し、地区社会福祉協議会、関係機関、他団体主催の講演会等に配布。

開設後の後見相談担当室の業務は、以下のとおりです。

1 後見申立て等に関する相談支援業務

平成 25 年 9 月から平成 26 年 1 月までの相談件数の累計（同一人からの複数回に亘る件数を含む。）は、176 件（初期相談件数は 87 件）です。

相談は、現在抱えている課題を解決する方向性を見出すことが中心となり、すぐに申立てに繋がるものではないのです。

家庭裁判所に同行し、申し立てが受理された件数は、親族の申し立てが 3 件です。親族の申し立てが困難な場合は、市と協議のうえ、市長申し立てとなります。

親族の申し立てについては、申立書類作成への助言、添付書類の確認、千葉家庭裁判所市川出張所への同行などの支援を行っています。3 件の申し立てが受理されています（現在、5 件が申立てに向けて準備中です）。

2 後見人等の活動支援業務

後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）を受任している親族からの電話相談や、本会への訪問による面談を行っています。

本会の支援により後見人等を受任した方は、受任後の事務の取り扱いなど、家庭裁判所に相談するほどではない事項についての支援を行っています。

また、「親族後見人等の集い」を開催することにより、後見業務に係る勉強会を行うとともに、後見人等の交流を推進します。

3 研修会の開催業務

(1) 後見人等を務めている者を対象とした研修会

後見人等を受任している家族の方が参加している「市川障害者権利擁護連絡会」（市川手をつなぐ親の会、精神障害者家族の会・松の木会、市川市自閉症協会、千葉県発達障害児・者の家族の会コスモス市川グループ、中核地域生活支援センターがじゅまる、市川市社会福祉協議会により構成）との共催により、成年後見に関する研修会を開催（平成 25 年 11 月 14 日、参加者 106 名）し、受任している方々や制度の利用を考えている方々の理解を深めることを行っています。

研修会終了後、個別相談会を開催し、個々の課題への対応方法を共に考え、具体的な相談ができる場を設定しています。

(2) 初期相談を行う機関を対象とした研修会

地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象とした研修会（今回は障害者の相談支援専門員も参加）で、成年後見制度の説明を行い（平成 25 年 11 月 20 日・21 日、参加者 165 名）、この制度の利用が必要となる方々と直接接することのある職種の方々へ理解の促進を図るとともに、介護及び障害者関係事業所等に出向いての説明会や資料の配布等を推進します。

また、高齢者及び障害者施設の利用者及び利用者の家族の方々の集まりに出向いて制度の説明を行うとともに資料の配布等を推進します。

4 市民後見人の活動支援体制検討業務

「市川市の成年後見制度を構築するための検討会」を市川市が設置しました。

本会は、同検討会の事務局を担当しています。

委員は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、社会福祉協議会から推薦を得た 6 名により構成。

第一回検討会（平成 25 年 12 月 16 日）

市民後見人の養成・活用を必要とするのか、という基本的事項を各専門職の考え方を確認することとなった。各委員は、第三者後見人として、市民後見人は必要とすることで一致。

第二回検討会（平成 26 年 2 月 4 日）

第一回検討会の考え方を基本とし、具体的項目の検討を始めました。

市が設定した検討項目の「ア 市民後見人候補者の募集方法」を契機として、養成を修了するまでに候補者を選任していく流れなどを話し合いました。

メーリングリストを作成し、委員間の意見交換が随時できる体制を作ることをする。

初期相談件数(窓口別)

	高齢者					障害者(知的・精神)				社協				事業所	計	合計
	地域包括支援センター				計	障害者 支援課	メンサポ	地域生 活 支援セン ター	計	来訪	電話	相談会	地権 後見			
	中部	大柏	市川	南部												
9月					0				0	2	4		4	1	11	11
10月	1				1				0	3	9	1		2	15	16
11月					0				0	2	11	7		4	24	20
12月		1			1	1	2		3	2	6	8	1	1	18	25
1月			2		2	1			1	3	3	1	1	3	11	14
小計	1	1	2	0	4	2	2	0	4	12	33	17	6	11	79	86
計	4					4				79						87

述べ件数

	9月	10月	11月	12月	1月	合計
相談・問い合わせ	11	26	28	25	31	121
後見人からの相談	0	2	5	1	1	9
申立て支援	6	13	15	4	1	39
申立て成立	0	1	1	1	0	3
同行件数(家裁、その他)	0	1	2	0	1	4
合計	17	43	51	31	34	176

こま
お困りでないですか？

はんだんのうりよく ていか かつ
判断能力が低下した方の



せいかつそうだん
生活相談

公共料金の払い忘れがあ



通帳、印鑑など
どこに置いたか忘れてし



自分にあつた
福祉サービス
どうやって使う

こうけんそうだん
後見相談



認知症や障がいにより
財産の管理ができない

老人ホームと契約したいが
認知症で手続きができない



自分に何かあつた時に
障がいがある子どもの
将来に不安がある

いちかわ社協に
ご相談ください！



相談は無料です

しんぱい そうだん
心配ごと相談

悩みごとの相談をしたい



弁護士に法律相談をした



かしつけそうだん
貸付相談

一時的に
生活に不安がある



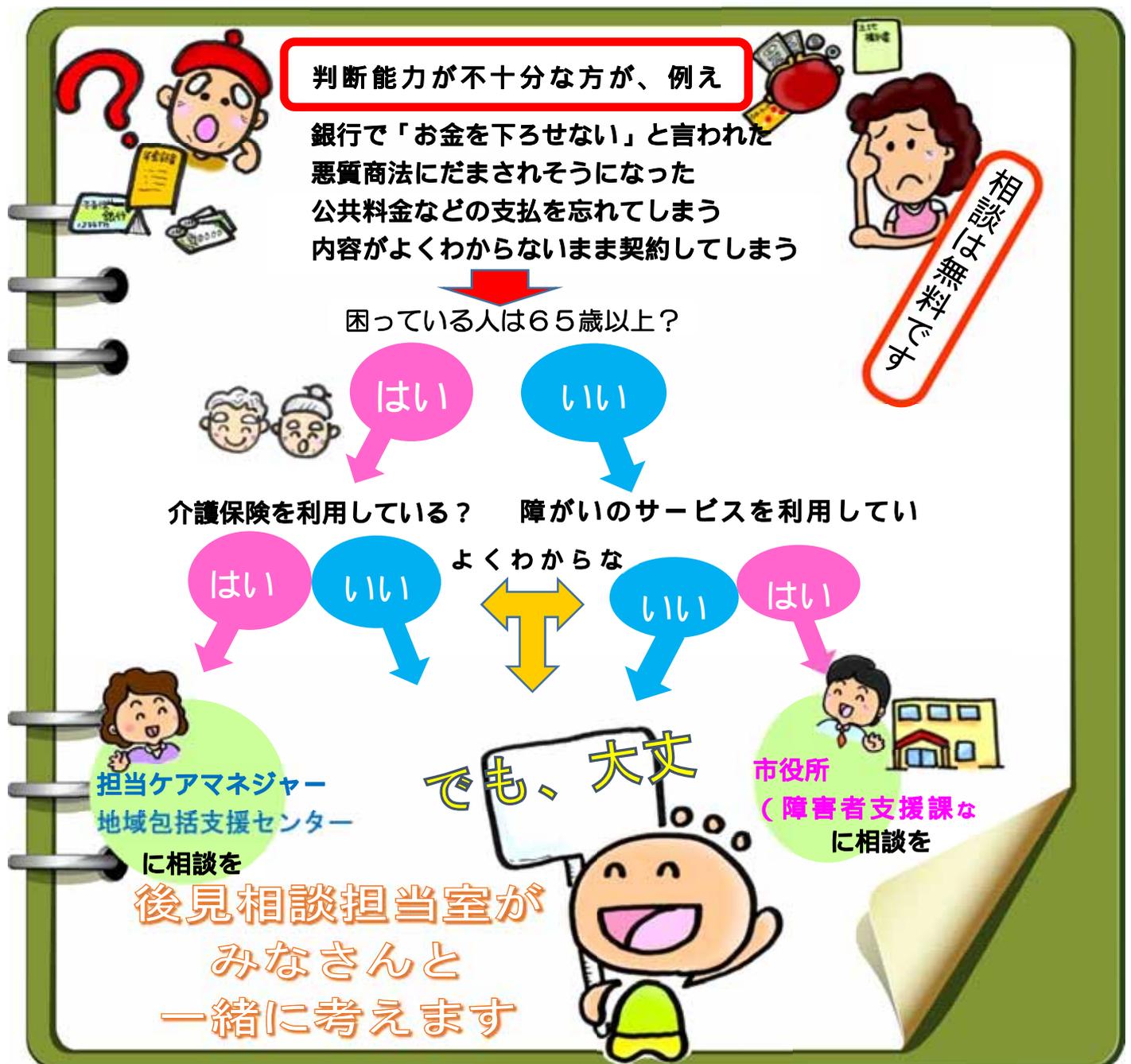
子どもの教育費を
なんとかしたい

せいねんこうけん 「成年後見」

そうだん 相談 ・ りょうてつづ 利用手続きなどの てつだ お手伝いをします

せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは...

認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方について、本人の権利をまもる援助者（「後見人」等）を選ぶことで、本人の生活面に配慮しながら、法的に支援する制度です。



社会福祉法人

いちかわししゃがいふくしきょうぎかい
市川市社会福祉協議会

こうけんそうだん
「後見相談」

たんとうしつ
担当室

市川第 20140214-0184 号
平成 26 年 2 月 17 日

市川市自立支援協議会
会長 山崎 泰介 様

市川市長 大久保 博



市川市新庁舎建設市民ワークショップ参加者の推薦について（依頼）

余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から、市川市の市政に関しご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、耐震性等に課題のある市役所本庁舎につきましては、昨年 9 月に策定した「市川市庁舎整備基本構想」によって、現在の本庁舎および分庁舎敷地での建て替えとなり、これに向け設計者を選定したところです。

今後、設計を進めるにあたっては、市民の皆さんの意見やアイデアを設計に活かしていくため、市民が直接利用するスペースをテーマとしたワークショップを開催する予定としております。

特に、新庁舎では、ユニバーサルデザインとして、様々なハンデを持った方に対しても利用しやすい庁舎を目指してまいります。これにつきまして、障害者を支援されている立場から、配慮事項について意見をいただきたいと考えております。

つきましては、貴団体からのワークショップの参加についてお願い申し上げます。

なお、別紙「推薦書」につきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが、2月28日（金）までに本市宛にご郵送いただければ幸いです。

記

1 推薦人数

4人

2 添付資料

- (1) 庁舎整備基本構想
- (2) 設計者提案概要
- (3) 推薦書

【お問い合わせ先】

市川市 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室
担当 竹内、

直通電話 047-704-0066 (直通) FAX 047-336-8071

Mail choshaseibi-suishin@city.ichikawa.chiba.jp

市川市新庁舎建設市民ワークショップ概要

1 名称

市川市新庁舎建設市民ワークショップ

2 目的

市川市新庁舎建設基本設計を進めるにあたり、市民が直接利用するスペースについて、市民の意見を設計に反映させるため、ワークショップ※を開催するもの。

※ワークショップとは、「三人寄れば文殊の知恵」というように、参加者がワイワイガヤガヤ意見や知恵を出し合いよりよいものを集団で考え、つくる方法。

3 テーマ

市民スペースについて考えよう（協働テラス※、窓口、待合スペース等）

※協働テラス・・・基本構想で定めた“親しまれる庁舎”に対する設計者からの提案。市民交流のきっかけを生み、活動の場所となるスペースとして、吹き抜け空間を活用したテラス状の空間。

4 開催日時・会場

	日時	会場
第1回	3月22日（土） 午後2時～5時	市役所本庁舎 3階 第5・6委員会室
第2回	4月19日（土） 午後2時～5時	
第3回	5月17日（土） 午後2時～5時	
第4回	7月12日（土） 午後2時～5時	

5 参加人数

- ・一般公募市民 35名程度
 - ・関係団体からの推薦者 16名
- 計 50名程度

50名をあらかじめ4グループに分けさせていただき、意見交換を行う予定です

6 報酬等

ワークショップの参加にともなう報酬等の支払いはありません

7 その他

- (1) ワークショップの様子（写真等）は、広報いちかわ、ホームページ等に掲載する予定です
- (2) ワークショップには、各種団体等から推薦を受けた人のほか、公募市民も参加します。

8 問い合わせ先

〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市役所本庁舎3階

企画部 企画・広域行政課 庁舎整備推進担当室

電話 047-704-0066

FAX 047-336-8071

メール choshaseibi-suishin@city.ichikawa.chiba.jp

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

[本文へ](#) [English](#) [Other Languages](#) [リンクページ](#) [よくある質問集](#) [サイトマップ](#)文字サイズを変更 [あ](#) [あ](#) [あ](#)

フリーワード検索

[詳細検索](#) [検索方法](#)[外務省案内](#) | [渡航関連情報](#) | [各国・地域情勢](#) | [外交政策](#) | [ODA\(政府開発援助\)](#) | [会談・訪問](#) | [報道・広報](#) | [キッズ外務省](#) | [史料・公開情報](#) | [各種手続き・御意見](#)[トップページ](#) > [報道・広報](#) > [報道発表](#) > 「障害者の権利に関する条約」の批准書の寄託

報道発表

「障害者の権利に関する条約」の批准書の寄託

平成26年1月21日

ツイート 155

いいね! 1,732



吉川国連代表部大使からヴィラルバンド国連条約課長へ手交

- 1 1月20日(現地時間)ニューヨークにおいて、我が国は、「障害者の権利に関する条約」(以下「本条約」という。)の批准書を国際連合事務総長に寄託しました。これにより、本条約は、本年2月19日に我が国について効力を生ずることとなります。
- 2 本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。
- 3 本条約の締結により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

(参考)「障害者の権利に関する条約」について

- 1 平成18年12月13日に国連総会で採択。平成20年5月3日に発効。
- 2 締約国は140か国及び欧州連合(1月20日時点)。
- 3 我が国は、昨年12月4日に、締結のための国会承認を得た。本条約が我が国について効力を生ずるのは、本条約の規定に従い、1月20日の批准書の寄託から30日目の日である本年2月19日となる。

[障害者の権利に関する条約](#)[障害者権利条約](#)[人権外交](#)[総合外交政策局 人権人道課](#)

参加費無料
・事前申込不要

日弁連・地域司法シンポジウムin船橋

— 地方・家庭裁判所支部の新設・復活実現を！ —

地域で暮らす住民の誰もが、必要なときに、いつでも、その生活圏の中で利用できる司法を実現したい…。

そのために、国や自治体、そして弁護士会はどうすべきなのか、様々な視点から検証します。本シンポジウムを通じて、地域司法の拡充に向け、一歩、二歩と近づいていきたいと考えています。みなさまの御参加を心よりお待ちしております。

日 時：2014年3月6日（木）

13：30～17：00（開場13：00）

場 所：船橋グランドホテル2階「黄金の間」

◆プログラム(予定)◆

○基調報告

前田 豊(弁護士、福岡県弁護士会)
日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部副本部長

○現地からのアピールなど

○ザ・ニューズペーパーによるコント

「何で、千葉まで！何で、市川でできないの！！何で、裁判は不便なの！！！」

○パネルディスカッション
「人口124万人の船橋・市川・浦安地域に
千葉地家裁支部の新設を！」

【パネリスト】

阿多 真人氏(市川調停協会会長)
新藤 宗幸氏(千葉大学名誉教授)
井田香奈子氏(朝日新聞論説委員)
湯川 芳朗(千葉県弁護士会会長)

【コーディネーター】

浦田 修志(弁護士、横浜弁護士会)
宮腰 直子(弁護士、千葉県弁護士会)



浜田太一／山本天心
(ザ・ニューズペーパー)



- JR総武線「船橋駅」北口より徒歩3分
- 東武野田線「船橋駅」より徒歩3分
- 東葉高速鉄道「東海神駅」出口より徒歩5分
- 京成線「京成船橋駅」出口より徒歩6分

※本シンポジウムは、成果を記録し、普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等に使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影を望まれない方は、当日、担当者までお知らせください。

主催：日本弁護士連合会 共催：関東弁護士会連合会、千葉県弁護士会
後援：千葉県・船橋市・市川市・浦安市
お問い合わせ：日本弁護士連合会法制部法制第一課 (TEL:03-3580-9883 FAX:03-3580-9899)